

## 見積り説明書

1. 件 名：自動販売機設置に係る公有財産の貸付
2. 仕 様：別紙仕様書のとおり
- 3 履行場所：南和広域医療企業団五條病院
- 4 積算方法：1年間の公有財産の貸付料
- 5 見積り参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者
  - (2) 当該入札にかかる契約を締結する能力を有する者及び破産者で復権を得た者
  - (3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者でない者
    - ア 企業団との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 企業団が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が企業団と契約を締結すること又は企業団との契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、企業団が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて企業団との契約を履行しなかった者
    - カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当しない者のほか、アからクまでのいずれかに該当しない者
    - ア 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人
    - イ 役員等が、暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人
      - ※ 役員等とは、「法人にあつては役員（非常勤である者を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者」をいう
    - ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
    - エ 役員等が、その属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人
  - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人
  - ク 役員等が、前記（４）に該当しない者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人
- (５) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
  - (６) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者
  - (７) 法人にあっては奈良県に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては奈良県内で事業を営んでいる者
  - (８) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する３年以上の実績を有する者
  - (９) 奈良県が課す全ての税について滞納がないこと

## 6. 質問及び回答

- (１) 受付期限 令和７年２月１２日（水）正午まで
- (２) 受付方法  
見積参加予定者で、質問がある場合は、「質問票」に必要事項を記入し、下記へ F A Xにて提出してください。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。なお、送付後、必ず電話にて到着確認を行ってください。
- (３) 回答方法  
受付期間内に受理した質問の要旨と併せて、ホームページにて、令和７年２月１９日（水）午後５時までに回答を行います。  
なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けません。質問が１件に達しなかった場合、回答は行いません。  
また、質問の回答は、仕様書等の追加又は修正とみなします。

## 7. 見積参加資格誓約書及び見積書の提出

- (１) 見積参加資格誓約書及び見積書  
見積参加資格誓約書及び見積書は別紙の様式を使用する。
- (２) 提出期限  
令和７年２月２８日（金）午後５時まで 《必着》
- (３) 提出場所  
〒６３７－８５１１  
奈良県五條市野原西５丁目２番５９号  
南和広域医療企業団五條病院 事務部
- (４) 提出方法  
持参または郵送により提出してください。

持参の場合、受付は平日の午前9時から午後5時までとします。

8. 問い合わせ先

奈良県五條市野原西5丁目2番59号

南和広域医療企業団五條病院 事務部

TEL : 0747-22-1112

FAX : 0747-25-2860

9. その他

(1) 見積り結果については、予定価格以上かつ最高の価格を提示した業者にのみ連絡します。

(2) 予定価格以上かつ最高の価格を提示した業者が複数あった場合は、くじにより決定します。くじの日時等については電話等により連絡します。

ただし、見積業者がくじを引かないときは、担当者以外の職員が代わりにくじを引くこととします。